

入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び大和郡山市契約規則（昭和39年大和郡山市規則第8号）第3条に基づき、条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和6年3月22日

大和郡山市長 上田 清

1. 契約担当部局

〒639-1198

大和郡山市北郡山町248番地4

大和郡山市役所 人事課 人事給与係

電話 0743-53-1504

FAX 0743-53-1049

E-Mail jinji@city.yamatokoriyama.lg.jp

2. 入札に付する事項

- (1) 入札件名 年末調整クラウドサービス利用業務
- (2) 内 容 入札仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 大和郡山市長が指定する場所
- (5) 入札方法 入札書記載額は、消費税および地方消費税を含まない金額を記載すること。
落札額に消費税相当額を加算した額をもって契約額とする。
- (6) 予定価格 ￥989,998（消費税および地方消費税を含んだ金額）

3. 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 令和3年度～令和5年度（過去3年間）において、官公庁（国・都道府県・市町村）で年末調整クラウドサービス利用業務に関する契約実績があること。（※契約書等の写しを添付すること。）
- (2) 別添仕様書に記載する要求事項をすべて具備していること。
- (3) 国税・地方税の滞納のない者であること。（市内に本店支店を有する事業者にあつては、市民税の滞納もない者であること。）
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあつては更正手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。
 - ①代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。
 - ②代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。

- ③代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。
- ④代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
- ⑤代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。

4. 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

1に同じ なお入札説明書等は和歌山県公式HPに掲載。

5. 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和6年4月2日(火) 17時(必着)
- (2) 提出場所 1に同じ

6. 入札および開札の方法

(1) 入札書の提出方法

入札書を封筒に入れ、**書留郵便(簡易書留可)**で令和6年4月19日(金)17時までに**必着**とする。

- (2) 郵送方法は、**書留郵便(簡易書留可)**に限る。
- (3) 開札の日時及び場所

令和6年4月22日(月)10時

奈良県和歌山県北郡山町248番地4 和歌山県市役所 3階 304会議室

7. 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお市長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8. 入札手続等

(1) 入札保証金 100,000円

和歌山県市契約規則第4条に規定する入札保証金を支払わなければならない。

(金融機関が振り出し又は支払保証した小切手を「1」に入札開始前までに提出し、納付する。)

ただし、同規則第6条の各号に該当する者はこれを免除とする。

(2) 契約保証金

和歌山県市契約規則第21条に規定する契約保証金を支払わなければならない。

ただし、同規則第22条に該当する者はこれを免除とする。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 支払い条件 本業務終了後、受注者の請求に基づき一括して支払う。